

〔記入に当たっての注意事項〕

1 運転経験の考え方について

記4の運転経験期間を記載してください。その期間が6か月に満たない場合であって、途中で運転する機械の種類が変わっている場合は、それぞれの機械名と運転期間を足して記載してください。

2 虚偽の記載があると罰せられますので、十分注意してください。

* * * * *

特別教育の科目の省略について

安衛則第37条の規定により、特別教育の科目の全部又は一部について十分な知識及び経験を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができることとされている。この規定に基づき、次のとおり特別教育の科目を省略することができるものであること。

1. 伐木等機械の運転の業務に係る特別教育（第8条の2関係）

ア 走行集材機械の運転の業務に係る特別教育の修了者については、「伐木等機械の走行及び作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識」、「伐木等機械の運転に必要な一般的事項に関する知識」及び「伐木等機械の走行の操作」の科目を省略することができること。

イ 簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育の修了者については、「伐木等機械の走行及び作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識」及び「伐木等機械の運転に必要な一般的事項に関する知識」の科目を省略することができること。

ウ 次の修了者については、「伐木等機械の走行の操作」の科目を省略することができること。

- ① 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習
- ② 車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習
- ③ 車両系建設機械（解体用）運転技能講習
- ④ 不整地運搬車運転技能講習
- ⑤ 小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転の業務に係る特別教育
- ⑥ 小型車両系建設機械（基礎工事用）の運転の業務に係る特別教育
- ⑦ 小型車両系建設機械（解体用）の運転の業務に係る特別教育
- ⑧ 不整地運搬車の運転の業務に係る特別教育

エ 適用日時点において、伐木等機械の運転の業務に6月以上従事した経験を有する者については、実技教育の全部の科目を省略することができること。

オ 厚生労働省が実施した平成23年度「高性能林業機械運転従事者に対する安全衛生教育手法開発事業」における試行教育（機械区分が「伐木造材機械」）の修了者については、「関係法令」の科目を除き、学科教育及び実技教育の全部の科目を省略することができること。

〔伐木等機械の運転の業務に係る特別教育についての実務経験証明書の記入例〕

林特教様式第2の1

平成26年 4月 1日

林業・木材製造業労働災害防止協会 熊本県支部長 殿

会社名及び代表者名については、ゴム印でも可

事業場名 **林田林業株式会社** 社印
 代表者名 代表取締役 **林田 盛夫** 印

実務経験証明書

今般、伐木等機械の運転の業務に係る特別教育の受講申し込みに当たり、以下次のとおり従事していたことを証明します。

1 証明対象労働者職氏名等	職名	チームリーダー	氏名	守山 一
2 上記1の者が現在所有している資格等	該当するものにレ印を付する。技能講習及び特別教育の名称を記入すること。受講時に原本を提示すること。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習		
	<input type="checkbox"/>			
	<input type="checkbox"/>			
3 所有している資格について、次の事項を記入すること。		技能講習	特別教育	
	交付者	建災防 熊本県支部		
	交付年月日	平成20年10月12日		
	修了証番号	0134		
4. 上記1の者の機械の運転の業務経験期間	機械名	伐木等機械(ハーベスタ)		
	運転の業務経験期間	平成20年11月~同26年3月までの5年4ヶ月間従事	年 月~ 年 月 までの 年 ヶ月間従事	
5 上記1の者が運転経験を有する機械の種類	メーカー名	イワフジ工業(株)	機械名	ハーベスタ GPH-45
6 上記1の者が従事した作業名等 (上記4の機械を使用した作業の期間を記載すること。紙面が足りなければ別の用紙に記載すること。)	作業名		作業期間	
	熊本南部森林管理署、造林事業		平成25年10月~同26年2月	
	阿蘇市、森林整備事業		平成25年7月~同年9月	
	阿蘇森林組合、造林事業		平成25年4月~同年6月	
			年 月~ 年 月	
			年 月~ 年 月	
			年 月~ 年 月	

- ① 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習
- ② 車両系建設機械(基礎工専用)運転技能講習
- ③ 車両系建設機械(解体用)運転技能講習
- ④ 不整地運搬車運転技能講習

- a 小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の運転の業務に係る特別教育
- b 小型車両系建設機械(基礎工専用)の運転の業務に係る特別教育
- c 小型車両系建設機械(解体用)の運転の業務に係る特別教育
- d 不整地運搬車の運転の業務に係る特別教育等

上記の技能講習及び特別教育で、所有する資格があれば、そのうち一つを、2の欄に記入すること。

伐木等機械の運転の業務に、6か月以上従事した経験期間を記載すること。